

## 別添 48 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 に係る車載式故障診断装置の技術基準

### I. 適用範囲

1. ガソリン又は液化石油ガス（以下「L P G」という。）を燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）のうち車両総重量が 3.5 t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じた場合においてその旨を運転者に警報する装置（以下「J-O B D I」という。）については、II. の基準を適用する。
2. ガソリン又はL P Gを燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5 t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じた場合においてその旨を運転者に警報するとともに当該故障情報を保存する装置（以下「J-O B D II」という。）については、III. の基準を適用する。
3. ガソリン、L P G又は軽油以外を燃料とする自動車が備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じた場合においてその旨を運転者に警報する装置については、必要に応じ別途定めるものとする。

## II. J-OBD I の技術基準

### 1. 試験自動車の状態

試験自動車は、自動車点検基準等に基づき点検・整備されていること。

### 2. J-OBD I の故障検知対象

2.1 2.1.1 及び 2.1.2 の各号に掲げる部品及びシステムについては、電気回路の断線の検知又は適切な方法による故障の検知ができるものであること。ただし、当該部品及びシステムについて、その機能に支障が生じた場合において、原動機等の機能を著しく制約するものは除くものとする。

#### 2.1.1 ガソリン又はLPGを燃料とする自動車

- (1) 大気圧センサ
- (2) 吸気圧力センサ
- (3) 吸気温度センサ
- (4) エアフローセンサ
- (5) 冷却水温度センサ
- (6) スロットル開度センサ
- (7) シリンダ判別センサ
- (8) クランク角度センサ
- (9) 酸素センサ又は空燃比センサ
- (10) 酸素センサ又は空燃比センサのヒータ回路
- (11) 一次側点火システム（原動機の失火を検知する部品又はシステムを備えている場合にあつては、断線等の検知を要しないものとする。）
- (12) 排気二次空気システム
- (13) その他故障発生時に排気管から排出される一酸化炭素等の排出量を著しく増加させるおそれがある部品及びシステム

#### 2.1.2 軽油を燃料とする自動車

- (1) 大気圧センサ
- (2) 吸気圧力センサ
- (3) 吸気温度センサ
- (4) エアフローセンサ
- (5) 冷却水温度センサ
- (6) アクセル開度センサ
- (7) シリンダ判別センサ
- (8) クランク角度センサ

- (9) 燃料噴射タイミングセンサ
- (10) 燃料噴射量調節センサ
- (11) 燃料温度センサ
- (12) 燃料圧力センサ
- (13) 油温センサ (油圧式コモンレールの場合に限る。)
- (14) 油圧センサ (油圧式コモンレールの場合に限る。)
- (15) 排気温度センサ (D P F で排気温度センサを採用する場合に限る。)
- (16) 排気圧力センサ (D P F で排気圧力センサを採用する場合に限る。)
- (17) その他故障発生時に排気管から排出される一酸化炭素等の排出量を著しく増加させるおそれがある部品及びシステム

2.2 次の各号に掲げるシステムについては、燃料噴射補正量の監視、再循環ガス温度の検知等の適切な方法により故障を検知することができるものであること。

- (1) 燃料供給システム (ガソリン又はL P Gを燃料とする場合に限る。)
- (2) 排気ガス再循環システム

### 3. 警報の作動及び解除

3.1 故障を検知した場合は、すみやかに警報するとともに、2.に定める部品及びシステムの故障内容を記録することができるものであること。

3.2 故障している部品及びシステムの修復が行われた場合、警報を解除することができるものであること。

### 4. 警告灯

4.1 警報方式は、I S O 2575に準拠した灯光によるものであって、運転者が運転席において容易に確認できるものであること。

4.2 走行開始前にJ - O B D Iが正常に作動することの確認ができる機能を有するものであること。

### 5. 外部診断装置への接続端子

接続端子及び端子配列は、車両電源が12VのものにあつてはI S O 15031-3 (S A E J 1962)に準拠したものであること。

### Ⅲ. J-OBDⅡの技術基準

#### 1. 用語及び略語

この技術基準に用いる用語は別表1に、略語は別表2に、それぞれよるものとする。

#### 2. J-OBDⅡの故障検知対象

排出ガス発散防止装置等に故障が生じた際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」（以下単に「別添42」という。）により測定した一酸化炭素（以下「CO」という。）、非メタン炭化水素（以下「NMHC」という。）及び窒素酸化物（以下「NO<sub>x</sub>」という。）の各排出量について、JC08Hモード法による排出量に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法による排出量に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値（以下「重み付け排出ガス値」という。）を算出し、当該重み付け排出ガス値が排出ガス異常の検出レベル（以下「OBD閾値」という。）を超える可能性のある場合においては、3.1に掲げる項目について、J-OBDⅡによって故障診断が行われなければならない。

ただし、故障が生じてもOBD閾値を超える可能性のない場合又は当該部品及びシステムの機能に支障が生じた場合において、原動機等の機能を著しく制約するものについては、故障診断を行うことを要しない。

#### 3. 診断項目及び診断方法

##### 3.1 診断項目

J-OBDⅡによる診断項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 触媒劣化
- (2) エンジン失火
- (3) 酸素センサ又は空燃比センサ（それらが触媒装置の前後にそれぞれ設置されている場合は、両方）の不良
- (4) 排気ガス再循環システムの不良
- (5) 燃料供給システムの不良（オーバーリッチ／オーバーリーン）
- (6) 排気二次空気システムの不良
- (7) 可変バルブタイミング機構の不良
- (8) エバポシステムの不良
- (9) その他車載の電子制御装置と結びついている排気関連部品の不良（3.1(9)で規定する排気関連部品の不良）

##### 3.2 診断方法

故障診断は、各診断項目の特性に応じて回路診断、機能診断、閾値診断又はこれらを組み合わせた診断を行うものとする。

### 3.3 診断項目ごとの診断方法

3.1 に規定する診断項目について、診断項目ごとに次に掲げる適切な方法により故障を診断することができるものであること。

#### (1) 触媒劣化

触媒の特性に合わせた閾値診断を適用して触媒劣化の判定を行うもの。

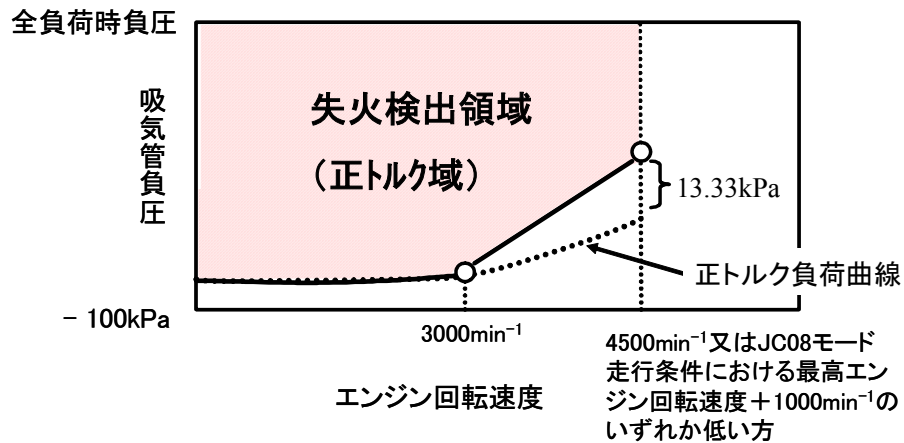
#### (2) エンジン失火

重み付け排出ガス値がOBD閾値を超えるエンジン失火（以下「排出ガス失火」という。）に関する診断については、エンジン回転1000回転以内ごとに当該失火を検知し、閾値診断を適用するものとする。

また、触媒が過熱により損傷に至る可能性のあるエンジン失火（以下「触媒ダメージ失火」という。）に関する診断については、エンジン回転200回転以内ごとに当該失火を検知し、当該エンジンに対して機能診断を適用するものとする。

これらの場合において、失火検出が必要な運転条件は、次の①から③までのいずれの領域も満たすものとする。

- ① エンジン回転速度が  $4500\text{min}^{-1}$  又は JC08 モードによる走行において使用される最高回転速度に  $1000\text{min}^{-1}$  を加えた値のうち低い方の回転速度を超えない運転領域
- ② エンジン回転速度が  $3000\text{min}^{-1}$  未満においては、正トルク負荷曲線（原動機を無負荷状態のままアイドリング状態から回転速度を上げていった場合における原動機の回転速度と吸気管負圧の変化を示した線をいう。）よりも高負荷である領域
- ③ エンジン回転速度が  $3000\text{min}^{-1}$  以上においては、 $3000\text{min}^{-1}$  における正トルク負荷曲線上の点と①に定義された回転速度における正トルク負荷曲線上の点よりも吸気管負圧が  $13.33\text{kPa}$  小さい点を結んだ直線よりも高負荷である領域



なお、排出ガス失火における失火率（点火指令回数に対する失火回数の割合をいう。）が1%を下回る場合にあっては、故障判定値を失火率1%に設定した上で、機能診断をしてもよいものとする。また、触媒ダメージ失火における失火率が5%を下回る場合にあっては、故障判定値を失火率5%に設定した上で、機能診断をしてもよいものとする。

(3) 酸素センサ又は空燃比センサの不良

閾値診断を適用するとともに、センサ及びセンサ・ヒータの回路診断を行うものとする。なお、閾値診断については、センサの出力特性の異常をモニターする等の手法により実施するものとする。

(4) 排気ガス再循環システムの不良

システムの異常により排気ガス再循環がなされないことを検知する機能診断の結果に基づき閾値診断を行うものとする。

(5) 燃料供給システムの不良

燃料供給関連部品の作動の異常を検知する機能診断の結果に基づき閾値診断を行うものとする。

(6) 排気二次空気システムの不良

システムの異常により二次空気の供給がなされないことを検知する機能診断の結果に基づき閾値診断を行うものとする。

(7) 可変バルブタイミング機構の不良

機構の異常により可変作動がなされないことを検知する機能診断の結果に基づき閾値診断を行うものとする。

(8) エバポシステムの不良

機能診断として、燃料キャップの閉め忘れを検知できるものとする。ただし、それを防ぐティザーチェーン等の装備があるときは、当該機能

診断は行わなくてもよいものとする。

また、電子制御装置により制御されるパージバルブ等の部品がエバポシステムに使用されている場合においては、回路診断を行うものとする。

(9) その他車載の電子制御装置と結びついている排気関連部品の不良

エンジン制御システム及び排出ガス対策システムを構成する次の部品のうち故障発生時にOBD閾値を超えるおそれがあるものについて、回路診断を行うものとする。

- ① 大気圧力センサ
- ② 吸気圧力センサ
- ③ 吸気温度センサ
- ④ エアフローセンサ
- ⑤ 冷却水温度センサ
- ⑥ スロットル開度センサ
- ⑦ シリンダ判別センサ
- ⑧ クランク角度センサ
- ⑨ その他の部品又はシステム

4. 閾値診断におけるOBD閾値及び検知対象排出ガス成分

4.1 OBD閾値

OBD閾値は、自動車の種別に応じて表2に掲げる値とする。

表2

排出ガス成分	乗用車、軽量車	軽貨物車	中量車
CO (g/km)	4.06	12.46	14.28
NMHC (g/km)	0.28	0.28	0.28
NOx (g/km)	0.30	0.30	0.30

- (注) 乗用車 : 細目告示第41条第1項第3号表イに掲げる自動車  
軽量車 : 同表ロに掲げる自動車  
中量車 : 同表ハに掲げる自動車  
軽貨物車 : 同表ニに掲げる自動車

4.2 検知対象排出ガス成分

J-OBDⅡによる検知対象排出ガス成分は、CO、NMHC及びNOxとする。

ただし、触媒劣化の診断における検知対象排出ガス成分は、NMHCのみによって診断できる場合にあつてはNMHCとし、NMHCのみで診断

できない場合にあってはその触媒の特性に応じて必要とする検知対象排出ガス成分とする。

## 5. J-OBD IIによる診断結果の表示方法

5.1 3.1に定める診断項目のいずれかについて故障を検知した場合においては、6.1(1)に掲げる方式により警告灯を点灯又は点滅させてその旨を運転者に対し速やかに警報するものとする。

5.2 警告灯は、通常の照明下で運転者が運転席において容易に確認できる位置に設置するものとし、ISO 2575 (2000年3月制定、2001年改正)による灯光又は運転者が容易に理解できる短文を表示する灯光とする。

5.3 警告灯は、原動機が始動する前にイグニッションキーがオンの位置にある時に点灯し、点灯機能が正常に作動していることの確認ができる機能を有するものであること。

## 6. 故障診断の作動要件

### 6.1 故障検知時の動作

#### (1) 警告灯点灯方式

① 6.1(2)に規定する本故障の確定がなされた場合においては、速やかに警告灯を点灯させるものとする。

② 触媒ダメージ失火を検知したときは、速やかに警告灯を点滅させ、その間点滅させ続けるものとする。ただし、燃料カットにより触媒を保護する措置がとられた場合においては、点滅させなくてもよいものとする。

#### (2) 本故障の確定

エンジン始動(アイドリングストップ対応自動車等におけるエンジン自動停止に続く始動を除く。)、運行状態及びエンジン停止状態(アイドリングストップ対応自動車等におけるエンジン自動停止を除く。)を各1回含む期間(以下「ドライビングサイクル」という。)にJ-OBD IIが排出ガス対策装置の故障を検知したときは、これを仮故障と確定してその故障情報をJ-OBD IIの記録装置内に一時記録するものとし、その次に故障診断が実施されたドライビングサイクルにおいて同じ故障が検知されたときには、仮故障を本故障と確定して警告灯を点灯させるとともに、その故障情報を記録するものとする。ただし、誤診断の可能性を回避するための合理的な必要性が認められる場合においては、警告灯の点灯に要するドライビングサイクルが2回を超えることも可



能とする。

また、本故障の確定は、誤診断のおそれがない場合にあつては、仮故障と確定した時点で行うことができるものとする。なお、ドライビングサイクルを終了していなくても仮故障又は本故障の確定をすることができるものにあつては、その時点で仮故障又は本故障の確定を行うことができるものとする。

### (3) 故障表示及び情報の保持

(2)の診断処理により本故障と確定したときは、6.2の処理により故障が再現されないことが確認されるまでは故障情報を保存するとともに、エンジン運転中は警告灯を点灯し続けるものとする。

### (4) 診断の停止について

技術的な理由により誤診断を起こす可能性がある場合等にあつては、診断を停止することができるものとする。

## 6.2 故障検知の解除

(1) 1回のドライビングサイクルでJ-OBDⅡが仮故障と確定させた後、その次に故障診断が行われたドライビングサイクルが終了するまでに再び同じ故障が検知されなかった場合にあつては、そのドライビングサイクルの終了時点において記録された仮故障情報を消去することができる。

(2) 6.1の診断処理によりJ-OBDⅡが本故障を確定して警告灯を点灯させた場合であっても、当該診断処理が行われた後の3回の連続したドライビングサイクルのいずれにおいても再び同じ故障が検知されなかった場合にあつては、警告灯を消灯することができる。また、6.1の診断処理によりJ-OBDⅡが警告灯を点灯させた場合において、それに続く最低40回のウォームアップサイクル(冷却水温度がエンジン始動時より22K(22℃)以上上昇し、かつ、343K(70℃)以上となるように行う自動車の運転操作をいう。)のいずれにおいても再び同じ故障が検知されず、かつ、当該ウォームアップサイクルにおいて警告灯が消灯している場合にあつては、記録された本故障情報を消去することができる。

## 7. J-OBDⅡへの保存情報

### 7.1 故障診断の履歴情報データ(レディネスコード)

触媒、エンジン失火検知システム、酸素センサ又は空燃比センサ、排気

ガス再循環システム、燃料供給システム及び排気二次空気システムのいずれかが装備されている自動車にあっては、当該装置について3.3に規定された故障診断が過去に実施されたことを示すレディネスコードをJ-OBDⅡの記録装置内部に記録し、読み出せるものとする。なお、運転中に診断が連続的に行われる項目については、あらかじめレディネスコードをJ-OBDⅡの記録装置内部に記録し、かつ、読み出せるものとする。

ただし、6.1.(4)の診断停止が最低2回のドライビングサイクルで連続して起こる場合には、対象項目のレディネスコードを強制的に記録することができる。

## 7.2 故障時の自動車使用状況データ（フリーズフレームデータ）等

J-OBDⅡが仮故障又は本故障を確定した場合においては、当該故障の原因に関する故障コード及び故障確定時における次に掲げるフリーズフレームデータをJ-OBDⅡの記録装置内部に保存し、読み出せるものとする。ただし、フリーズフレームデータに関連した部品又はシステムが自動車に装備されない場合にあってはこの限りでない。

なお、(1)から(13)以外のデータについても、ISO 15031-5（2006年1月制定）又はSAE J1979（2002年4月制定）の規定に従って追加することができるものとする。

- (1) 計算エンジン負荷
- (2) 冷却水温度
- (3) エンジン回転数
- (4) スロットル絶対開度
- (5) 車速
- (6) 燃料圧力
- (7) 吸気温度
- (8) 吸気管圧力
- (9) 吸入空気量
- (10) フィードバック状況
- (11) 燃料補正量
- (12) 点火時期
- (13) 二次空気の状態

## 7.3 故障状態のコード化情報

故障の状態を識別するためのコードは、I S O 15031-6 (2005年12月制定) 又はS A E J 2012 (2002年4月制定) によること。この場合において、定義されたコードがない場合にあつては、I S O 15031-6 又はS A E J 2012 に従い自動車製作者が定めるコードを使用することができる。

#### 8. エンジン関連現在情報出力機能 (データストリーム機能)

運転中における次に掲げる現在情報を得るための部品又はシステムが試験自動車に装備されている場合にあつては、J-OBD II は当該現在情報を読み出すための機能を有すること。

なお、(1) から(17) 以外の情報を記録している場合においては、当該情報を追加することができるものとする。

- (1) 計算エンジン負荷
- (2) 冷却水温度
- (3) エンジン回転数
- (4) スロットル絶対開度
- (5) 車速
- (6) 燃料圧力
- (7) 吸気温度
- (8) 吸気管圧力
- (9) 吸入空気量
- (10) 酸素センサ出力
- (11) 空燃比センサ出力
- (12) フィードバック状況
- (13) 燃料補正量
- (14) 点火時期
- (15) 二次空気の状態
- (16) 保存されている故障コード数
- (17) 警告灯の故障警告状態

#### 9. J-OBD II の情報出力方法

- (1) 接続端子と端子配列は、I S O 15031-3 (2004年7月制定) 又はS A E J 1962 (2002年4月制定) に準拠したものであること。
- (2) I S O 15031-4 (2005年6月発行) 又はS A E J 1978 (2002年4月制定) に適合したデータ読み出し装置を用いてI S O 15031-5 又はS A E J 1979 の規定に従い通信ができること。

(3) 通信プロトコルは、下記に示す標準プロトコルのうちのいずれかを用いること。

- ① S A E J 1850 (1998年3月制定)
- ② I S O 9141-2 (1994年2月制定、1996年改正)
- ③ I S O 14230-4 (2000年6月制定)
- ④ I S O 15765-4 (2005年1月制定)

#### 10. 限定的適用免除措置 (デフィシェンシー)

本技術基準に規定する項目のうち、適合することが不可能な項目については、当該項目に適合することが困難であることを証明することにより適用を免除することができる。

#### 11. J-OBD II の閾値診断の基準適合性の確認方法

##### 11.1 試験自動車の状態

試験自動車は、別添 42 の 3. の規定によること。

##### 11.2 試験燃料

試験自動車に使用する燃料は、別添 42 の別紙 1 のとおりとする。

##### 11.3 測定装置の調整等

測定装置の調整等は、別添 42 の 5. によるものとする。

##### 11.4 試験室

試験室は、別添 42 の 6. のとおりとする。

##### 11.5 閾値診断の試験方法

(1) J-OBD II が故障と診断して警告灯を点灯した場合の当該故障に係る異常部品又は擬似故障発生装置若しくは故障を模擬できるエンジンコントロール・ユニット (以下「異常閾値品」という。) を診断の対象とする排出ガス発散防止装置ごとに用意し、これを試験自動車に取り付けて別添 42 に定める JC08C モード法及び JC08H モード法により排出ガス試験を実施する。ただし、別添 42 に定める電気式プラグインハイブリッド自動車の JC08C モード法及び JC08H モード法の排出ガス試験にあっては、別添 42 に定める C S 試験を実施するものとする。なお、いずれの試験においても、別添 42 別紙 7 に定めるアイドリング運転時における排出ガスの測定は行わないものとする。また、異常閾値品の取付けは、1回の試験につき1つのみとする。

(2) (1)により排出ガス試験を実施した場合において、検知対象排出ガス成分は、そのいずれの重み付け排出ガス値についても OBD 閾値の 1.2

倍以内でなければならない。それがOBD閾値の1.2倍を超えた場合においては、試験が成立しなかったものとする。

なお、(1)で求めた検知対象排出ガス成分の排出量から重み付け排出ガス値を算出する場合には、次の式により行うものとする。

$$CO_{comb} = CO_{mass_{JC08HM}} \times 0.75 + CO_{mass_{JC08CM}} \times 0.25$$

$$NMHC_{comb} = NMHC_{mass_{JC08HM}} \times 0.75 + NMHC_{mass_{JC08CM}} \times 0.25$$

$$NOx_{comb} = NOx_{mass_{JC08HM}} \times 0.75 + NOx_{mass_{JC08CM}} \times 0.25$$

$CO_{comb}$ 、 $NMHC_{comb}$  又は  $NOx_{comb}$

: 各成分の重み付け排出ガス値 g/km

$CO_{mass_{JC08HM}}$ 、 $NMHC_{mass_{JC08HM}}$  又は  $NOx_{mass_{JC08HM}}$

: 各成分の JC08H モード法による排出量 g/km

$CO_{mass_{JC08CM}}$ 、 $NMHC_{mass_{JC08CM}}$  又は  $NOx_{mass_{JC08CM}}$

: 各成分の JC08C モード法による排出量 g/km

(3) 異常閾値品を試験自動車に取り付けた上で2回のドライビングサイクルが完了するまでにJ-OBDⅡが警告灯を点灯させるか否かを確認するものとする。

ただし、誤診断の可能性を回避するため、警告灯の点灯に要するドライビングサイクルが2回を超えるものにあつては、最後のドライビングサイクルが完了するまでにJ-OBDⅡが警告灯を点灯させるか否かを確認するものとする。

なお、警告灯の点灯確認に当たっては、診断項目ごとに下記①から③までのいずれかのモード及びその繰り返しを試験自動車の走行方法として選択することができる。

① 別紙1に規定するJC08モード

② 別紙1に規定するJC08モード及びMLIT10モード

③ 別紙1に規定するMLIT10モード

(4) 検知対象排出ガス成分のいずれかが(2)の試験においてOBD閾値を超えたにもかかわらず、(3)の試験においてJ-OBDⅡが警告灯を点灯させなかった場合においては、当該J-OBDⅡは本技術基準に適合しないものとする。

なお、(3)の試験においてJ-OBDⅡが警告灯を点灯させなかった場合であつて、検知対象排出ガス成分のいずれも(2)の試験においてOBD閾値を超えなかったときは、試験が成立しなかったものとする。

- (5) 閾値診断の試験手順の例を別紙2に示す。

別表 1

1. 用語の定義

(1) 本技術基準の試験モード名は、他に定めのない限り次のとおりとする。

試験モード名	内容	原動機の始動時の状態
JC08Hモード法	暖機状態の排出ガス測定法	暖機状態
JC08Cモード法	冷機状態の排出ガス測定法	冷機状態

(2) 本技術基準の各診断名は、次のとおりとする。

診断名	診断内容
回路診断	電気回路に断線等が発生していないかを診断するもの
機能診断	排出ガス対策装置が自動車の製作者の定めた動作基準を満たしているかを診断するもの
閾値診断	別添42に定める排出ガス試験における重み付け排出ガス値がOBD閾値を超えることがないかを、個々の部品、装置及びシステムの機能について診断するもの

別表 2

1. 略語

参照	記号	単位	内容
本文3	OBD		車載式故障診断装置 (On-Board Diagnostic System)
本文11	CO <sub>comb</sub>	g/km	COの重み付け排出ガス値
	CO <sub>mass<sub>JC08H</sub></sub>	g/km	COのJC08Hモード法における排出ガス量
	CO <sub>mass<sub>JC08C</sub></sub>	g/km	COのJC08Cモード法における排出ガス量
	NMHC <sub>comb</sub>	g/km	NMHCの重み付け排出ガス値
	NMHC <sub>mass<sub>JC08H</sub></sub>	g/km	NMHCのJC08Hモード法における排出ガス量
	NMHC <sub>mass<sub>JC08C</sub></sub>	g/km	NMHCのJC08Cモード法における排出ガス量
	NO <sub>x</sub> <sub>comb</sub>	g/km	NO <sub>x</sub> の重み付け排出ガス値

NO <sub>x</sub> mass <sub>JC08H</sub> M	g/km	NO <sub>x</sub> のJC08Hモード法における排出ガス量
NO <sub>x</sub> mass <sub>JC08C</sub> M	g/km	NO <sub>x</sub> のJC08Cモード法における排出ガス量



## 別紙 1 故障診断試験における JC08 モード及び MLIT10 モードの運転方法

### (Ⅲ. 11. 関係)

#### 1. JC08 モード運転方法

1.1 試験自動車は、試験開始時の状態に応じ、次の方法により運転すること。

##### (1) 冷機状態以外の状態から開始する場合

試験自動車は、シャシダイナモメータ上において、別添 42 別紙 6 の別表に掲げる JC08 モードを運転する。なお、加速時において別添 42 別紙 6 の別表に掲げる速度に到達できない場合にあっては、アクセルペダル全開で運転することとする。

##### (2) 冷機状態から開始する場合

試験自動車は、変速機の変速位置をニュートラル又はパーキングとして原動機を始動した後、別添 42 別紙 6 の別表に掲げる JC08 モードにより運転する。

この場合において、チョーク弁操作、アクセルペダル操作等の原動機の始動方法は、当該試験自動車の製作者の定める方法によること。

なお、加速時において別添 42 別紙 6 の別表に掲げる速度に到達できない場合にあっては、アクセルペダル全開で運転することとする。

1.2 試験自動車を運転する場合における速度及び時間の許容誤差については、別添 42 別紙 6 - 1 の 1.1(2)の規定によること。

1.3 1.1 の運転における変速操作は、円滑かつ迅速に行うほか、次のとおりとする。

(1) 手動変速機（動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換えを手動で行う変速機をいう。以下同じ。）を備えた自動車の場合にあっては、別添 42 別紙 6 - 1 の 1.1(3)①に定める方法によること。

(2) 自動変速機（変速段の切換えが自動的に行われる変速機をいう。以下同じ。）又は自動無段変速機（変速段を有しない自動変速機をいう。以下同じ。）を備えた自動車の場合にあっては、試験開始時の状態に応じ、次に定める方法により操作すること。

##### ① 冷機状態以外から開始する場合

変速位置をドライブとし、変速操作を行わないこと。

##### ② 冷機状態から開始する場合

原動機を始動した後、別添 42 別紙 6 の別表に掲げる JC08 モードの 2 1 秒時点で変速位置をドライブとし、その後に変速操作を行わないこと。

(3) その他の変速機を備えた自動車の場合にあっては、当該自動車の走行特性を考慮して定められた変速操作を行うこと。

## 2. MLIT10 モード運転方法

2.1 試験自動車は、試験開始時の状態により次に定める方法により運転すること。

(1) 冷機状態以外から開始する場合

試験自動車は、シャシダイナモメータ上において、別表に掲げる MLIT 10 モードにより運転すること。なお、加速時において別表に掲げる速度に追従できない場合にあっては、アクセルペダル全開で運転することとする。

(2) 冷機状態から開始する場合

試験自動車は、変速機の変速位置をニュートラル又はパーキングとして原動機を始動した後、別表に掲げる MLIT10 モードにより運転する。

この場合において、チョーク弁操作、アクセルペダル操作等の原動機の始動方法は、当該試験自動車の製作者の定める方法によること。

なお、加速時において別表に掲げる速度に追従できない場合にあっては、アクセルペダル全開で運転することとする。

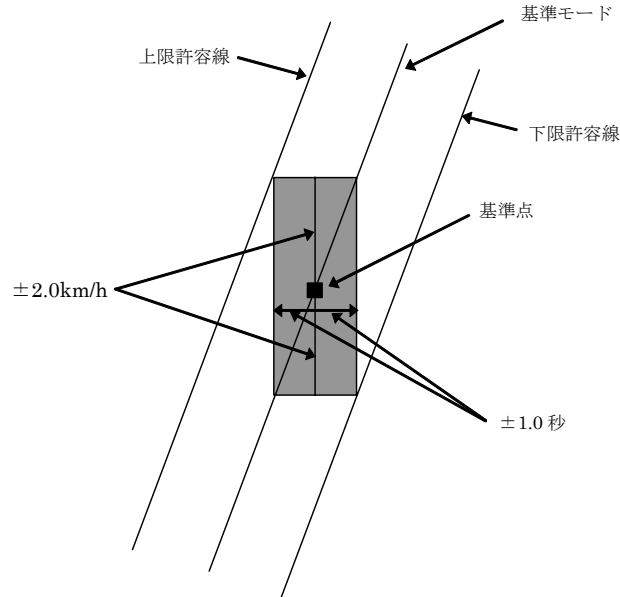
2.2 試験自動車を運転する場合における速度及び時間の許容誤差については、別表に掲げる MLIT10 モードのあらゆる時点において、速度については±2.0 km/h 以内とし、時間については±1.0 秒以内とし、図 1 の塗りつぶしの範囲内にあるものとする。なお、表 1 の左欄に掲げる設定項目に応じた許容値以内の場合においては、許容誤差の範囲内とみなす。ただし、発進時及び変速操作時の逸脱時間は総積算時間には含めないこととする。

また、加速時においてアクセルペダルを全開にしても別表に掲げる速度に到達できない場合にあっては、この限りでない。

表 1

設定項目	許容値
1. 逸脱 1 回当たりの許容時間	1.0 秒
2. 逸脱時間の総積算値の許容時間	2.0 秒

図 1



2.3 2.1 の運転における変速操作は、円滑かつ迅速に行うほか、次のとおりとする。

(1) 手動変速機を備えた自動車の場合

- ① アイドリング運転中は、アクセルペダルを操作しない状態とすること。
- ② 変速操作を行う速度及び変速位置は別表によるものとするほか、次によること。
  - (a) 4段変速機にあっては、別表標準変速位置欄中5を4に読み替えるものとする。
  - (b) 減速運転において、試験自動車の原動機の回転速度が当該自動車のアイドリング回転速度を下回ることとなる場合は、アイドリング回転速度における車速でクラッチを断つことができるものとする。
  - (c) 試験自動車の運転中に、当該自動車の原動機の回転速度が最高出力時の回転速度の90%を超えることとなる場合においては、この際に使用していた変速段より1段上位のものを使用することができる。その場合に変速段の切替えを行う車速は、原動機の最高回転速度が最高出力時の回転速度の90%における車速とすること。
- ③ 標準変速位置は、表2の自動車の種別の欄に応じた別表の標準変速位置とする。

ただし、表2の2.に掲げる自動車であって、次に掲げる条件に全て該当するものにあつては、標準変速位置Aを用いること。

- (a) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるもの
- (b) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られているもの
- (c) 運転者室の前方に原動機を有しているもの

表 2

自動車の種別	別表の標準変速位置
1. 細目告示第41条第1項第3号表イに掲げる自動車	A
2. 細目告示第41条第1項第3号表ロ、ハ及びニに掲げる自動車	B
3. 3速+OD手動変速機を備えた自動車	C

- (2) 自動変速機又は自動無段変速機を備えた自動車にあつては、試験開始時の状態に応じ、次に定める方法により操作すること。
  - ① 冷機状態以外から開始する場合  
変速位置をドライブとし、変速操作を行わないこと。
  - ② 冷機状態から開始する場合  
原動機を始動した後、別表に掲げるMLIT10モードの17秒時点で変速位置をドライブとし、その後に変速操作を行わないこと。
- (3) その他の変速機を備えた自動車の場合にあつては、当該自動車の走行特性を考慮して定められた変速操作を行うこと。

別表 MLIT10モード

経過時間 (秒)	速度 (km/h)	標準変速位置		
		A	B	C
1	0.0	N	N	N
2	0.0	N	N	N
3	0.0	N	N	N
4	0.0	N	N	N
5	0.0	N	N	N
6	0.0	N	N	N
7	0.0	N	N	N
8	0.0	N	N	N
9	0.0	N	N	N
10	0.0	N	N	N
11	0.0	N	N	N
12	0.0	N	N	N
13	0.0	N	N	N
14	0.0	N	N	N
15	0.0	N	N	N
16	0.0	N	N	N
17	0.0	1	1	1
18	0.0	1	1	1
19	0.0	1	1	1
20	0.0	1	1	1
21	0.0	1	1	1
22	0.0	1	1	1
23	5.1	1	1	1
24	9.7	1	1	1
25	13.6	1	1	1
26	17.2	1	2	1
27	20.6	1	2	1
28	23.1	2	2	1
29	25.0	2	2	2
30	27.2	2	2	2
31	29.3	2	3	2
32	31.0	2	3	2
33	32.6	2	3	2
34	34.2	2	3	2
35	35.6	3	3	2
36	37.3	3	3	2
37	39.3	3	3	3
38	40.9	3	3	3
39	42.4	3	3	3
40	44.0	3	4	3
41	45.8	3	4	3
42	47.0	3	4	3
43	47.4	4	4	3
44	47.4	4	4	3
45	47.4	4	4	3
46	48.0	4	4	3
47	49.0	4	4	3
48	49.8	4	4	3
49	50.4	4	4	3
50	51.3	4	4	3
51	52.0	4	4	OD
52	51.8	4	4	OD
53	51.1	4	4	OD
54	50.6	4	4	OD
55	50.2	4	4	OD
56	49.9	4	4	OD
57	49.8	4	4	OD
58	50.2	4	4	OD
59	50.8	4	4	OD
60	51.4	4	4	OD
61	51.5	4	4	OD
62	51.6	4	4	OD
63	52.3	4	4	OD
64	53.7	4	4	OD
65	54.9	4	4	OD
66	55.3	4	5	OD
67	54.9	4	5	OD
68	54.1	4	5	OD
69	53.3	4	5	OD
70	52.8	4	5	OD
71	52.6	4	5	OD
72	52.9	4	5	OD
73	53.8	4	5	OD
74	53.9	4	5	OD
75	51.5	4	5	OD
76	49.0	4	5	OD
77	46.5	4	5	OD
78	43.5	4	5	OD
79	40.4	4	5	OD
80	37.3	4	5	OD
81	34.3	4	5	OD
82	31.7	4	5	OD
83	29.2	4	N	N
84	26.1	4	N	N
85	24.4	N	N	N
86	22.8	N	N	N
87	20.4	N	N	N
88	17.4	N	N	N
89	14.1	N	N	N
90	10.4	N	N	N
91	6.4	N	N	N
92	2.9	N	N	N
93	0.7	N	N	N
94	0.0	N	N	N
95	0.0	N	N	N
96	0.0	N	N	N
97	0.0	N	N	N
98	0.0	N	N	N
99	0.0	N	N	N
100	0.0	N	N	N
101	0.0	N	N	N
102	0.0	N	N	N
103	0.0	N	N	N
104	0.0	N	N	N
105	0.0	N	N	N
106	0.0	N	N	N
107	0.0	N	N	N
108	0.0	N	N	N
109	0.0	N	N	N
110	0.0	N	N	N
111	0.0	N	N	N
112	0.0	N	N	N
113	0.0	N	N	N
114	0.0	N	N	N
115	0.0	N	N	N
116	0.0	N	N	N
117	0.0	N	N	N
118	0.0	N	N	N
119	0.0	N	N	N
120	0.0	N	N	N
121	0.0	1	1	1
122	0.0	1	1	1
123	0.0	1	1	1
124	0.0	1	1	1
125	0.0	1	1	1
126	0.0	1	1	1
127	4.9	1	1	1
128	9.9	1	1	1
129	13.7	1	1	1
130	16.9	1	2	1
131	20.1	1	2	1
132	22.8	2	2	1
133	24.9	2	2	1
134	27.2	2	2	2
135	29.8	2	3	2
136	32.0	2	3	2
137	33.5	2	3	2
138	34.1	3	3	2
139	33.5	3	3	2
140	32.2	3	3	2
141	30.6	3	3	2
142	29.2	3	3	2
143	28.2	3	3	2
144	27.6	3	3	2
145	27.1	3	3	2
146	27.3	3	3	2
147	28.9	3	3	2
148	30.9	3	3	2
149	32.3	3	3	2
150	33.3	3	3	2
151	34.2	3	3	2
152	34.9	3	3	2
153	35.8	3	3	2
154	37.0	3	3	3
155	37.8	3	3	3
156	37.9	3	3	3
157	38.4	3	3	3
158	39.6	3	3	3
159	40.4	3	3	3
160	40.9	3	3	3
161	42.1	3	3	3
162	43.6	3	4	3
163	44.2	3	4	3
164	44.2	3	4	3
165	44.5	3	4	3
166	44.8	3	4	3
167	44.9	3	4	3
168	45.1	3	4	3
169	45.7	3	4	3
170	46.4	3	4	3
171	47.2	3	4	3
172	48.1	3	4	3
173	49.0	4	4	3
174	49.8	4	4	3
175	50.5	4	4	3
176	50.8	4	4	3
177	50.9	4	4	3
178	51.0	4	4	OD
179	50.8	4	4	OD
180	50.0	4	4	OD
181	48.8	4	4	OD
182	47.7	4	4	OD
183	47.0	4	4	OD
184	46.8	4	4	OD
185	46.3	4	4	OD
186	44.9	4	4	OD
187	42.3	4	4	OD
188	39.1	4	4	OD
189	35.9	4	4	OD
190	32.6	4	4	OD
191	29.1	4	4	N
192	25.2	N	N	N
193	21.0	N	N	N
194	16.6	N	N	N
195	12.7	N	N	N
196	8.9	N	N	N
197	5.0	N	N	N
198	1.7	N	N	N
199	0.1	N	N	N
200	0.0	N	N	N
201	0.0	N	N	N
202	0.0	N	N	N
203	0.0	N	N	N
204	0.0	N	N	N
205	0.0	N	N	N
206	0.0	N	N	N
207	0.0	N	N	N
208	0.0	N	N	N
209	0.0	N	N	N
210	0.0	N	N	N
211	0.0	N	N	N
212	0.0	N	N	N
213	0.0	N	N	N
214	0.0	N	N	N
215	0.0	N	N	N
216	0.0	N	N	N
217	0.0	N	N	N
218	0.0	N	N	N
219	0.0	N	N	N
220	0.0	N	N	N
221	0.0	N	N	N
222	0.0	N	N	N
223	0.0	N	N	N
224	0.0	N	N	N
225	0.0	N	N	N
226	0.0	N	N	N
227	0.0	N	N	N
228	0.0	N	N	N
229	0.0	N	N	N
230	0.0	N	N	N
231	0.0	N	N	N
232	0.0	N	N	N
233	0.0	N	N	N
234	0.0	N	N	N
235	0.0	1	1	1
236	0.0	1	1	1
237	0.0	1	1	1
238	0.0	1	1	1
239	0.0	1	1	1
240	0.0	1	1	1
241	1.5	1	1	1
242	5.6	1	1	1
243	10.1	1	1	1
244	13.8	1	1	1
245	17.2	1	2	1
246	20.5	1	2	1
247	23.1	2	2	1
248	25.4	2	2	2
249	27.7	2	2	2
250	30.2	2	3	2
251	32.5	2	3	2
252	34.6	2	3	2
253	36.4	3	3	2
254	37.9	3	3	2
255	39.3	3	3	3
256	40.7	3	3	3
257	42.1	3	3	3
258	43.2	3	4	3
259	44.1	3	4	3
260	44.8	3	4	3
261	45.4	3	4	3
262	46.0	3	4	3
263	46.4	3	4	3
264	46.5	3	4	3
265	46.7	3	4	3
266	47.2	3	4	3
267	47.7	3	4	3
268	48.0	4	4	3

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2009.07.30】別添48  
 (自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準)

269	48.4	4	4	3	303	62.0	5	5	OD	337	61.6	5	5	OD	371	54.5	5	5	OD
270	49.0	4	4	3	304	61.2	5	5	OD	338	61.3	5	5	OD	372	51.9	5	5	OD
271	49.9	4	4	3	305	60.4	5	5	OD	339	61.2	5	5	OD	373	49.4	5	5	OD
272	50.9	4	4	3	306	59.6	5	5	OD	340	61.5	5	5	OD	374	46.8	5	5	OD
273	52.0	4	4	3	307	58.8	5	5	OD	341	62.0	5	5	OD	375	44.3	5	5	OD
274	52.9	4	4	OD	308	58.0	5	5	OD	342	62.1	5	5	OD	376	41.7	5	5	OD
275	53.7	4	4	OD	309	57.2	5	5	OD	343	61.8	5	5	OD	377	39.2	5	5	OD
276	54.5	4	4	OD	310	56.3	5	5	OD	344	61.2	5	5	OD	378	37.0	5	5	OD
277	55.2	4	5	OD	311	55.5	5	5	OD	345	60.6	5	5	OD	379	34.9	5	5	OD
278	55.3	4	5	OD	312	54.9	5	5	OD	346	59.9	5	5	OD	380	32.3	5	5	OD
279	54.7	4	5	OD	313	54.7	5	5	OD	347	59.4	5	5	OD	381	31.5	3	4	3
280	53.9	4	5	OD	314	55.0	5	5	OD	348	59.0	5	5	OD	382	31.7	3	4	3
281	53.5	4	5	OD	315	55.5	5	5	OD	349	58.7	5	5	OD	383	32.1	3	4	3
282	53.7	4	5	OD	316	56.3	5	5	OD	350	58.7	5	5	OD	384	30.8	3	4	3
283	54.3	4	5	OD	317	57.2	5	5	OD	351	58.8	5	5	OD	385	27.9	3	4	3
284	54.9	4	5	OD	318	58.0	5	5	OD	352	58.8	5	5	OD	386	25.3	3	4	3
285	55.3	4	5	OD	319	58.7	5	5	OD	353	58.9	5	5	OD	387	24.6	2	3	2
286	55.7	4	5	OD	320	59.3	5	5	OD	354	59.2	5	5	OD	388	25.2	2	3	2
287	56.2	4	5	OD	321	60.0	5	5	OD	355	59.4	5	5	OD	389	26.2	2	3	2
288	56.9	4	5	OD	322	60.5	5	5	OD	356	59.5	5	5	OD	390	27.9	2	3	2
289	57.7	4	5	OD	323	61.0	5	5	OD	357	59.6	5	5	OD	391	29.4	2	3	2
290	58.6	4	5	OD	324	61.4	5	5	OD	358	59.8	5	5	OD	392	30.1	2	3	2
291	59.7	4	5	OD	325	61.8	5	5	OD	359	59.9	5	5	OD	393	30.5	2	3	2
292	60.9	4	5	OD	326	62.2	5	5	OD	360	60.0	5	5	OD	394	31.1	2	3	2
293	62.1	4	5	OD	327	62.5	5	5	OD	361	60.2	5	5	OD	395	31.3	3	3	2
294	63.2	4	5	OD	328	62.9	5	5	OD	362	60.4	5	5	OD	396	30.4	3	3	2
295	64.1	5	5	OD	329	63.3	5	5	OD	363	60.6	5	5	OD	397	28.4	3	3	2
296	64.6	5	5	OD	330	63.5	5	5	OD	364	61.1	5	5	OD	398	25.7	3	3	2
297	65.1	5	5	OD	331	63.5	5	5	OD	365	61.5	5	5	OD	399	21.9	3	3	2
298	65.6	5	5	OD	332	63.1	5	5	OD	366	61.7	5	5	OD	400	19.7	3	3	2
299	65.7	5	5	OD	333	62.8	5	5	OD	367	62.0	5	5	OD	401	17.5	N	N	2
300	65.1	5	5	OD	334	62.6	5	5	OD	368	61.7	5	5	OD	402	15.2	N	N	N
301	64.0	5	5	OD	335	62.4	5	5	OD	369	59.1	5	5	OD	403	12.9	N	N	N
302	62.9	5	5	OD	336	62.1	5	5	OD	370	56.8	5	5	OD	404	10.6	N	N	N
405	8.4	N	N	N	439	11.5	1	1	1	473	48.6	3	4	3	507	48.1	4	4	3
406	6.4	N	N	N	440	15.8	1	1	1	474	49.3	4	4	3	508	47.5	4	4	3
407	4.3	N	N	N	441	19.5	1	2	1	475	49.7	4	4	3	509	46.3	4	4	3
408	1.4	N	N	N	442	22.6	2	2	1	476	49.9	4	4	3	510	44.6	4	4	3
409	0.1	N	N	N	443	24.9	2	2	1	477	49.9	4	4	3	511	42.3	4	4	3
410	0.0	N	N	N	444	27.2	2	2	2	478	50.0	4	4	3	512	39.4	4	4	3
411	0.0	N	N	N	445	29.8	2	3	2	479	50.2	4	4	3	513	36.4	4	4	3
412	0.0	N	N	N	446	32.1	2	3	2	480	50.6	4	4	3	514	33.3	4	4	3
413	0.0	N	N	N	447	33.7	2	3	2	481	50.5	4	4	3	515	29.9	4	4	3
414	0.0	N	N	N	448	35.0	3	3	2	482	49.6	4	4	3	516	26.2	N	4	3
415	0.0	N	N	N	449	36.3	3	3	2	483	48.8	4	4	3	517	22.7	N	N	N
416	0.0	N	N	N	450	37.6	3	3	2	484	48.0	4	4	3	518	19.6	N	N	N
417	0.0	N	N	N	451	39.2	3	3	3	485	46.2	4	4	3	519	16.5	N	N	N
418	0.0	N	N	N	452	40.8	3	3	3	486	42.8	4	4	3	520	13.3	N	N	N
419	0.0	N	N	N	453	41.7	3	4	3	487	39.9	4	4	3	521	9.9	N	N	N
420	0.0	N	N	N	454	41.7	3	4	3	488	39.8	3	4	3	522	6.8	N	N	N
421	0.0	N	N	N	455	41.4	3	4	3	489	41.9	3	4	3	523	4.2	N	N	N
422	0.0	N	N	N	456	41.0	3	4	3	490	43.9	3	4	3	524	2.2	N	N	N
423	0.0	N	N	N	457	40.6	3	4	3	491	45.0	3	4	3	525	0.7	N	N	N
424	0.0	N	N	N	458	40.6	3	4	3	492	45.7	3	4	3	526	0.0	N	N	N
425	0.0	N	N	N	459	40.7	3	4	3	493	46.2	3	4	3	527	0.0	N	N	N
426	0.0	N	N	N	460	40.6	3	4	3	494	46.2	3	4	3	528	0.0	N	N	N
427	0.0	N	N	N	461	40.2	3	4	3	495	46.2	3	4	3	529	0.0	N	N	N
428	0.0	N	N	N	462	39.5	3	4	3	496	46.6	3	4	3	530	0.0	N	N	N
429	0.0	N	N	N	463	38.8	3	4	3	497	47.3	3	4	3	531	0.0	N	N	N
430	0.0	N	N	N	464	38.1	3	4	3	498	47.8	3	4	3	532	0.0	N	N	N
431	0.0	1	1	1	465	37.9	3	4	3	499	48.4	3	4	3	533	0.0	N	N	N
432	0.0	1	1	1	466	38.6	3	4	3	500	49.2	4	4	3	534	0.0	N	N	N
433	0.0	1	1	1	467	39.8	3	4	3	501	49.7	4	4	3	535	0.0	N	N	N
434	0.0	1	1	1	468	41.3	3	4	3	502	49.7	4	4	3	536	0.0	N	N	N
435	0.0	1	1	1	469	42.8	3	4	3	503	49.5	4	4	3	537	0.0	1	1	1
436	0.0	1	1	1	470	44.4	3	4	3	504	49.3	4	4	3	538	0.0	1	1	1
437	2.0	1	1	1	471	45.9	3	4	3	505	48.9	4	4	3	539	0.0	1	1	1
438	6.5	1	1	1	472	47.4	3	4	3	506	48.5	4	4	3	540	0.0	1	1	1

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2009.07.30】別添48  
 (自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準)

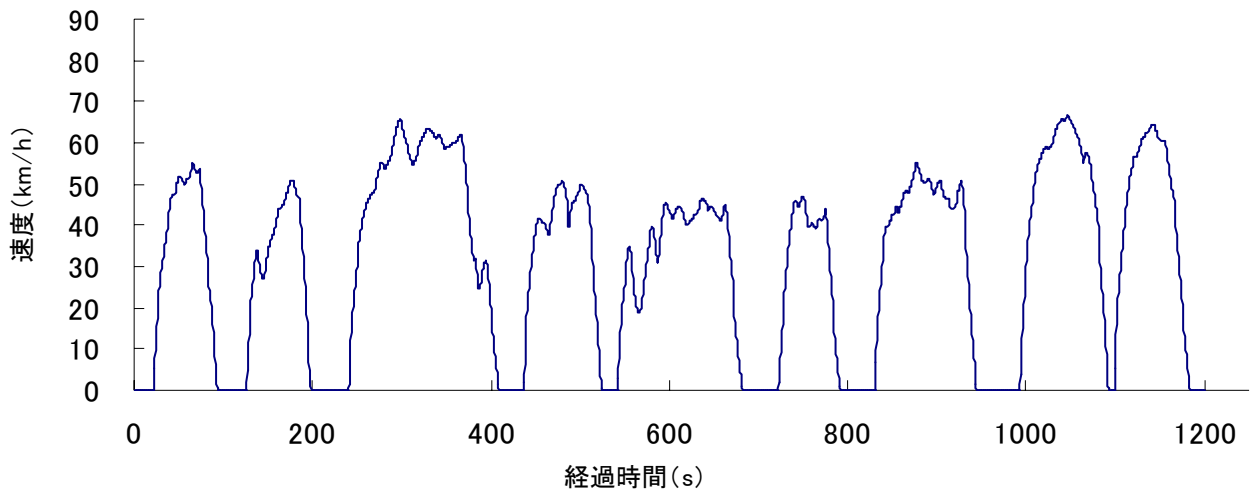
541	0.0	1	1	1	575	31.4	2	3	2	609	44.2	3	4	3	643	43.9	3	4	3
542	0.0	1	1	1	576	33.3	2	3	2	610	44.4	3	4	3	644	43.6	3	4	3
543	2.7	1	1	1	577	34.8	2	3	2	611	44.6	3	4	3	645	44.1	3	4	3
544	7.6	1	1	1	578	36.5	3	3	2	612	44.6	3	4	3	646	44.7	3	4	3
545	12.2	1	1	1	579	38.1	3	3	3	613	44.2	3	4	3	647	44.7	3	4	3
546	15.8	1	1	1	580	39.2	3	3	3	614	43.6	3	4	3	648	44.3	3	4	3
547	19.2	1	2	1	581	39.7	3	4	3	615	43.0	3	4	3	649	43.9	3	4	3
548	22.0	2	2	1	582	39.3	3	4	3	616	42.3	3	4	3	650	43.5	3	4	3
549	23.8	2	2	1	583	38.0	3	4	3	617	41.7	3	4	3	651	43.1	3	4	3
550	25.5	2	2	2	584	36.1	3	4	3	618	41.2	3	4	3	652	42.7	3	4	3
551	27.5	2	2	2	585	34.1	3	4	3	619	40.7	3	4	3	653	42.4	3	4	3
552	29.5	2	3	2	586	32.2	3	4	3	620	40.3	3	4	3	654	42.3	3	4	3
553	31.7	2	3	2	587	31.1	3	3	3	621	40.3	3	4	3	655	42.1	3	4	3
554	34.0	2	3	2	588	31.4	3	3	3	622	40.6	3	4	3	656	41.7	3	4	3
555	35.0	3	3	2	589	33.1	3	3	3	623	40.9	3	4	3	657	41.3	3	4	3
556	34.5	3	3	2	590	35.2	3	3	3	624	41.1	3	4	3	658	41.3	3	4	3
557	33.2	3	3	2	591	37.6	3	3	3	625	41.3	3	4	3	659	41.7	3	4	3
558	30.8	3	3	2	592	40.3	3	3	3	626	41.5	3	4	3	660	42.8	3	4	3
559	27.2	3	3	2	593	42.8	3	3	3	627	41.8	3	4	3	661	44.1	3	4	3
560	24.5	3	3	2	594	44.4	3	4	3	628	42.2	3	4	3	662	44.9	3	4	3
561	23.6	3	3	2	595	45.2	3	4	3	629	42.6	3	4	3	663	44.7	3	4	3
562	22.6	3	3	2	596	45.4	3	4	3	630	42.8	3	4	3	664	43.9	3	4	3
563	20.9	3	3	2	597	45.1	3	4	3	631	43.0	3	4	3	665	43.0	3	4	3
564	19.6	3	3	2	598	44.6	3	4	3	632	43.5	3	4	3	666	40.9	3	4	3
565	19.1	3	3	2	599	44.1	3	4	3	633	44.1	3	4	3	667	37.3	3	4	3
566	18.8	2	3	2	600	43.6	3	4	3	634	44.9	3	4	3	668	33.7	3	4	3
567	19.0	2	3	2	601	43.2	3	4	3	635	45.7	3	4	3	669	31.3	3	4	3
568	20.0	2	3	2	602	42.5	3	4	3	636	46.1	3	4	3	670	29.3	3	4	3
569	21.0	2	3	2	603	41.9	3	4	3	637	46.3	3	4	3	671	26.7	3	4	3
570	21.7	2	3	2	604	41.8	3	4	3	638	46.3	3	4	3	672	23.4	3	N	N
571	23.0	2	3	2	605	42.3	3	4	3	639	46.2	3	4	3	673	19.8	N	N	N
572	25.3	2	3	2	606	43.1	3	4	3	640	45.9	3	4	3	674	16.4	N	N	N
573	27.4	2	3	2	607	43.8	3	4	3	641	45.5	3	4	3	675	13.9	N	N	N
574	29.4	2	3	2	608	44.1	3	4	3	642	44.8	3	4	3	676	12.0	N	N	N
677	9.8	N	N	N	711	0.0	N	N	N	745	44.7	3	4	3	779	34.2	3	4	3
678	7.3	N	N	N	712	0.0	N	N	N	746	44.9	3	4	3	780	30.9	3	4	3
679	5.4	N	N	N	713	0.0	N	N	N	747	45.5	3	4	3	781	27.7	3	4	3
680	4.0	N	N	N	714	0.0	N	N	N	748	46.2	3	4	3	782	24.6	3	N	N
681	2.4	N	N	N	715	0.0	N	N	N	749	46.7	3	4	3	783	21.6	3	N	N
682	0.8	N	N	N	716	0.0	N	N	N	750	46.7	3	4	3	784	18.4	N	N	N
683	0.0	N	N	N	717	0.0	1	1	1	751	46.5	3	4	3	785	15.3	N	N	N
684	0.0	N	N	N	718	0.0	1	1	1	752	45.8	3	4	3	786	12.5	N	N	N
685	0.0	N	N	N	719	0.0	1	1	1	753	44.0	3	4	3	787	9.7	N	N	N
686	0.0	N	N	N	720	0.0	1	1	1	754	41.9	3	4	3	788	7.7	N	N	N
687	0.0	N	N	N	721	0.0	1	1	1	755	40.8	3	4	3	789	5.7	N	N	N
688	0.0	N	N	N	722	0.0	1	1	1	756	40.3	3	4	3	790	2.9	N	N	N
689	0.0	N	N	N	723	2.0	1	1	1	757	39.9	3	4	3	791	1.0	N	N	N
690	0.0	N	N	N	724	5.6	1	1	1	758	39.7	3	4	3	792	0.0	N	N	N
691	0.0	N	N	N	725	9.3	1	1	1	759	40.2	3	4	3	793	0.0	N	N	N
692	0.0	N	N	N	726	12.6	1	1	1	760	40.5	3	4	3	794	0.0	N	N	N
693	0.0	N	N	N	727	16.0	1	1	1	761	40.3	3	4	3	795	0.0	N	N	N
694	0.0	N	N	N	728	19.3	1	2	1	762	39.8	3	4	3	796	0.0	N	N	N
695	0.0	N	N	N	729	22.2	1	2	1	763	39.6	3	4	3	797	0.0	N	N	N
696	0.0	N	N	N	730	24.7	2	2	1	764	39.5	3	4	3	798	0.0	N	N	N
697	0.0	N	N	N	731	27.4	2	2	2	765	39.4	3	4	3	799	0.0	N	N	N
698	0.0	N	N	N	732	30.2	2	3	2	766	39.8	3	4	3	800	0.0	N	N	N
699	0.0	N	N	N	733	32.8	2	3	2	767	40.6	3	4	3	801	0.0	N	N	N
700	0.0	N	N	N	734	35.3	2	3	2	768	41.4	3	4	3	802	0.0	N	N	N
701	0.0	N	N	N	735	37.5	3	3	2	769	41.6	3	4	3	803	0.0	N	N	N
702	0.0	N	N	N	736	39.1	3	3	3	770	41.1	3	4	3	804	0.0	N	N	N
703	0.0	N	N	N	737	40.4	3	3	3	771	41.1	3	4	3	805	0.0	N	N	N
704	0.0	N	N	N	738	41.8	3	3	3	772	41.7	3	4	3	806	0.0	N	N	N
705	0.0	N	N	N	739	43.3	3	4	3	773	42.1	3	4	3	807	0.0	N	N	N
706	0.0	N	N	N	740	44.7	3	4	3	774	42.8	3	4	3	808	0.0	N	N	N
707	0.0	N	N	N	741	45.9	3	4	3	775	44.0	3	4	3	809	0.0	N	N	N
708	0.0	N	N	N	742	46.0	3	4	3	776	43.9	3	4	3	810	0.0	N	N	N
709	0.0	N	N	N	743	45.3	3	4	3	777	40.4	3	4	3	811	0.0	N	N	N
710	0.0	N	N	N	744	44.7	3	4	3	778	37.3	3	4	3	812	0.0	N	N	N

813	0.0	N	N	N	847	40.9	3	4	3	881	52.9	4	5	OD	915	44.8	4	5	OD
814	0.0	N	N	N	848	41.0	3	4	3	882	52.1	4	5	OD	916	44.1	4	5	OD
815	0.0	N	N	N	849	41.3	3	4	3	883	51.4	4	5	OD	917	43.8	4	5	OD
816	0.0	N	N	N	850	42.1	3	4	3	884	50.7	4	5	OD	918	43.8	4	5	OD
817	0.0	N	N	N	851	42.6	3	4	3	885	50.4	4	5	OD	919	43.9	4	5	OD
818	0.0	N	N	N	852	42.7	3	4	3	886	50.4	4	5	OD	920	44.3	4	5	OD
819	0.0	N	N	N	853	43.1	3	4	3	887	50.3	4	5	OD	921	44.9	4	5	OD
820	0.0	N	N	N	854	44.0	3	4	3	888	50.4	4	5	OD	922	45.6	4	5	OD
821	0.0	N	N	N	855	44.3	3	4	3	889	50.9	4	5	OD	923	46.7	4	5	OD
822	0.0	N	N	N	856	43.7	3	4	3	890	51.4	4	5	OD	924	47.8	4	5	OD
823	0.0	N	N	N	857	43.1	3	4	3	891	51.4	4	5	OD	925	48.5	4	5	OD
824	0.0	N	N	N	858	43.2	3	4	3	892	50.9	4	5	OD	926	49.2	4	5	OD
825	0.0	N	N	N	859	43.8	3	4	3	893	50.3	4	5	OD	927	50.3	4	5	OD
826	0.0	1	1	1	860	44.6	3	4	3	894	49.5	4	5	OD	928	50.9	4	5	OD
827	0.0	1	1	1	861	45.5	3	4	3	895	48.4	4	5	OD	929	48.8	4	5	OD
828	0.0	1	1	1	862	46.5	3	4	3	896	47.7	4	5	OD	930	46.1	4	5	OD
829	0.0	1	1	1	863	47.4	3	4	3	897	47.5	4	5	OD	931	43.4	4	5	OD
830	0.0	1	1	1	864	47.9	4	4	3	898	47.7	4	5	OD	932	39.8	4	5	OD
831	0.0	1	1	1	865	48.2	4	4	3	899	48.4	4	5	OD	933	36.1	4	5	OD
832	6.7	1	1	1	866	48.2	4	4	3	900	49.2	4	5	OD	934	32.5	4	5	OD
833	11.9	1	1	1	867	47.9	4	4	3	901	49.9	4	5	OD	935	28.9	4	N	N
834	15.8	1	1	1	868	47.7	4	4	3	902	50.5	4	5	OD	936	25.5	N	N	N
835	19.3	1	2	1	869	48.0	4	4	3	903	50.8	4	5	OD	937	22.0	N	N	N
836	22.9	1	2	1	870	48.7	4	4	3	904	50.7	4	5	OD	938	18.5	N	N	N
837	25.8	2	2	1	871	49.5	4	4	3	905	50.1	4	5	OD	939	15.1	N	N	N
838	28.4	2	2	2	872	50.4	4	4	3	906	49.4	4	5	OD	940	12.0	N	N	N
839	31.3	2	3	2	873	51.3	4	4	3	907	48.5	4	5	OD	941	9.0	N	N	N
840	34.1	2	3	2	874	52.3	4	4	3	908	47.5	4	5	OD	942	6.7	N	N	N
841	36.4	3	3	2	875	53.2	4	4	OD	909	46.7	4	5	OD	943	4.4	N	N	N
842	38.3	3	3	3	876	54.2	4	4	OD	910	46.3	4	5	OD	944	1.6	N	N	N
843	39.6	3	3	3	877	54.8	4	5	OD	911	46.3	4	5	OD	945	0.2	N	N	N
844	39.7	3	3	3	878	55.0	4	5	OD	912	46.5	4	5	OD	946	0.0	N	N	N
845	39.5	3	3	3	879	54.7	4	5	OD	913	46.4	4	5	OD	947	0.0	N	N	N
846	40.2	3	3	3	880	53.8	4	5	OD	914	45.7	4	5	OD	948	0.0	N	N	N
949	0.0	N	N	N	983	0.0	N	N	N	1017	56.4	4	5	OD	1051	64.8	5	5	OD
950	0.0	N	N	N	984	0.0	N	N	N	1018	57.1	4	5	OD	1052	64.3	5	5	OD
951	0.0	N	N	N	985	0.0	N	N	N	1019	57.8	4	5	OD	1053	63.8	5	5	OD
952	0.0	N	N	N	986	0.0	N	N	N	1020	58.3	4	5	OD	1054	63.3	5	5	OD
953	0.0	N	N	N	987	0.0	N	N	N	1021	58.6	4	5	OD	1055	63.0	5	5	OD
954	0.0	N	N	N	988	0.0	1	1	1	1022	58.8	4	5	OD	1056	62.7	5	5	OD
955	0.0	N	N	N	989	0.0	1	1	1	1023	58.8	4	5	OD	1057	62.1	5	5	OD
956	0.0	N	N	N	990	0.0	1	1	1	1024	58.7	4	5	OD	1058	61.6	5	5	OD
957	0.0	N	N	N	991	0.0	1	1	1	1025	58.7	4	5	OD	1059	61.0	5	5	OD
958	0.0	N	N	N	992	0.0	1	1	1	1026	58.8	4	5	OD	1060	60.1	5	5	OD
959	0.0	N	N	N	993	0.0	1	1	1	1027	58.9	4	5	OD	1061	59.0	5	5	OD
960	0.0	N	N	N	994	3.9	1	1	1	1028	59.2	4	5	OD	1062	58.0	5	5	OD
961	0.0	N	N	N	995	9.6	1	1	1	1029	59.7	4	5	OD	1063	56.7	5	5	OD
962	0.0	N	N	N	996	14.8	1	1	1	1030	60.2	4	5	OD	1064	55.5	5	5	OD
963	0.0	N	N	N	997	19.1	1	2	1	1031	60.9	4	5	OD	1065	55.4	5	5	OD
964	0.0	N	N	N	998	22.9	1	2	1	1032	62.0	4	5	OD	1066	56.4	5	5	OD
965	0.0	N	N	N	999	26.1	2	2	1	1033	62.9	5	5	OD	1067	57.3	5	5	OD
966	0.0	N	N	N	1000	28.8	2	2	2	1034	63.2	5	5	OD	1068	57.4	5	5	OD
967	0.0	N	N	N	1001	31.5	2	3	2	1035	63.6	5	5	OD	1069	57.1	5	5	OD
968	0.0	N	N	N	1002	34.6	2	3	2	1036	64.1	5	5	OD	1070	56.5	5	5	OD
969	0.0	N	N	N	1003	37.5	3	3	2	1037	64.6	5	5	OD	1071	55.7	5	5	OD
970	0.0	N	N	N	1004	39.9	3	3	3	1038	64.9	5	5	OD	1072	54.5	5	5	OD
971	0.0	N	N	N	1005	42.0	3	3	3	1039	65.4	5	5	OD	1073	53.2	5	5	OD
972	0.0	N	N	N	1006	43.7	3	4	3	1040	65.7	5	5	OD	1074	51.6	5	5	OD
973	0.0	N	N	N	1007	45.3	3	4	3	1041	65.7	5	5	OD	1075	50.2	5	5	OD
974	0.0	N	N	N	1008	47.0	3	4	3	1042	65.5	5	5	OD	1076	49.0	5	5	OD
975	0.0	N	N	N	1009	48.5	3	4	3	1043	65.5	5	5	OD	1077	47.4	5	5	OD
976	0.0	N	N	N	1010	50.1	3	4	3	1044	65.6	5	5	OD	1078	45.7	5	5	OD
977	0.0	N	N	N	1011	51.7	4	4	3	1045	66.0	5	5	OD	1079	44.2	5	5	OD
978	0.0	N	N	N	1012	53.3	4	4	3	1046	66.4	5	5	OD	1080	42.5	5	5	OD
979	0.0	N	N	N	1013	54.4	4	4	OD	1047	66.6	5	5	OD	1081	39.7	5	5	OD
980	0.0	N	N	N	1014	55.1	4	5	OD	1048	66.3	5	5	OD	1082	36.1	5	5	OD
981	0.0	N	N	N	1015	55.6	4	5	OD	1049	65.8	5	5	OD	1083	32.6	5	5	OD
982	0.0	N	N	N	1016	56.0	4	5	OD	1050	65.2	5	5	OD	1084	29.3	N	N	N



1085	26.2	N	N	N	1114	46.9	3	4	3	1143	64.5	5	5	OD	1172	29.6	N	N	N
1086	23.3	N	N	N	1115	49.0	3	4	3	1144	64.2	5	5	OD	1173	26.7	N	N	N
1087	20.2	N	N	N	1116	50.8	3	4	3	1145	63.6	5	5	OD	1174	23.8	N	N	N
1088	16.7	N	N	N	1117	52.3	4	4	3	1146	63.0	5	5	OD	1175	20.8	N	N	N
1089	12.7	N	N	N	1118	53.4	4	4	OD	1147	62.5	5	5	OD	1176	18.1	N	N	N
1090	8.6	N	N	N	1119	54.3	4	4	OD	1148	61.9	5	5	OD	1177	15.4	N	N	N
1091	4.7	N	N	N	1120	55.4	4	4	OD	1149	61.2	5	5	OD	1178	13.1	N	N	N
1092	1.8	N	N	N	1121	56.3	4	5	OD	1150	60.8	5	5	OD	1179	10.8	N	N	N
1093	0.4	N	N	N	1122	56.6	4	5	OD	1151	60.6	5	5	OD	1180	8.7	N	N	N
1094	0.0	1	1	1	1123	56.5	4	5	OD	1152	60.4	5	5	OD	1181	6.7	N	N	N
1095	0.0	1	1	1	1124	56.7	4	5	OD	1153	60.4	5	5	OD	1182	3.2	N	N	N
1096	0.0	1	1	1	1125	57.3	4	5	OD	1154	60.5	5	5	OD	1183	1.0	N	N	N
1097	0.0	1	1	1	1126	58.0	4	5	OD	1155	60.6	5	5	OD	1184	0.0	N	N	N
1098	0.0	1	1	1	1127	58.7	4	5	OD	1156	60.4	5	5	OD	1185	0.0	N	N	N
1099	0.0	1	1	1	1128	59.3	4	5	OD	1157	59.8	5	5	OD	1186	0.0	N	N	N
1100	5.3	1	1	1	1129	59.8	4	5	OD	1158	58.5	5	5	OD	1187	0.0	N	N	N
1101	10.9	1	1	1	1130	60.5	4	5	OD	1159	56.6	5	5	OD	1188	0.0	N	N	N
1102	15.8	1	1	1	1131	61.0	4	5	OD	1160	54.8	5	5	OD	1189	0.0	N	N	N
1103	20.1	1	2	1	1132	61.3	4	5	OD	1161	53.2	5	5	OD	1190	0.0	N	N	N
1104	23.9	1	2	1	1133	61.5	5	5	OD	1162	51.5	5	5	OD	1191	0.0	N	N	N
1105	26.8	2	2	2	1134	61.8	5	5	OD	1163	49.9	5	5	OD	1192	0.0	N	N	N
1106	29.2	2	2	2	1135	62.2	5	5	OD	1164	48.5	5	5	OD	1193	0.0	N	N	N
1107	31.8	2	3	2	1136	62.5	5	5	OD	1165	47.3	5	5	OD	1194	0.0	N	N	N
1108	34.5	2	3	2	1137	62.9	5	5	OD	1166	46.1	5	5	OD	1195	0.0	N	N	N
1109	37.1	3	3	2	1138	63.2	5	5	OD	1167	44.4	5	5	OD	1196	0.0	N	N	N
1110	39.5	3	3	2	1139	63.6	5	5	OD	1168	41.5	5	5	OD	1197	0.0	N	N	N
1111	41.5	3	3	3	1140	63.9	5	5	OD	1169	37.5	5	5	OD	1198	0.0	N	N	N
1112	43.1	3	3	3	1141	64.3	5	5	OD	1170	35.0	5	5	OD	1199	0.0	N	N	N
1113	44.9	3	4	3	1142	64.5	5	5	OD	1171	32.5	5	5	OD	1200	0.0	N	N	N

(注) 標準変速位置のNはニュートラル、1から5の数値及びODは変速機の変速位置をそれぞれ示す。



(参考図) MLIT10 モード

## 別紙2 J-OBDⅡの閾値診断の確認手順(例)

### 1. 故障診断試験

#### 1.1 故障状態の再現

J-OBDⅡが故障と診断し、警告灯を点灯した場合の当該故障に係る異常閾値品を診断の対象となる排出ガス発散防止装置ごとに用意し、これらを試験自動車に取り付けること。なお、異常閾値品の取付けは、1回の試験につき1つのみとする。

#### 1.2 基本的な学習走行

1.1により故障状態を再現した後に学習走行が必要な場合においては、それを実施することができるものとする。この場合において、学習走行時の走行モードは、JC08モード、MLIT10モード又は自動車製作者等が定めるモードのいずれかを使用することができる。

#### 1.3 故障状態の排出ガス測定

JC08Hモード法にあっては暖機状態の排出ガスを、JC08Cモード法にあっては冷機状態のそれを、それぞれ別添42に規定する方法により測定すること。なお、この場合において、別添42別紙7に規定するアイドリング運転における排出ガスの測定は行わないものとする。

#### 1.4 重み付け排出ガス値の算出及び確認

1.3で測定した暖機状態及び冷機状態の検知対象排出ガス成分の排出量から重み付け排出ガス値を算出すること。このとき、検知対象排出ガス成分のいずれの重み付け排出ガス値についてもOBD閾値の1.2倍以内であることを確認すること。

#### 1.5 故障コード消去(故障コードが保存された場合に限る。)

1.3の測定のための走行が終了した時点で故障コードが保存された場合又は警告灯が点灯した場合においては、原動機を停止させた後、イグニッションキーをオンの位置にして故障コードを消去することとし、故障コードを消去した後、イグニッションキーをオフの位置にすることとする。

#### 1.6 試験自動車のソーク

冷機状態のみにおいて検出される故障について診断を行う場合においては、試験自動車のソークを実施した上で診断を行うことができる。この場合のソーク条件等は、自動車製作者等が定める方法によることができる。

#### 1.7 故障検出走行-1

故障検出のためにⅢ.11.5(3)に定める走行方法により走行し、その終了

後に原動機を停止するものとする。なお、冷機状態のみにおいて検出される故障について診断を行う場合においては、1.6のソーク後に冷機状態で走行することができるものとする。

#### 1.8 故障検出走行－2

1.7に同じ。

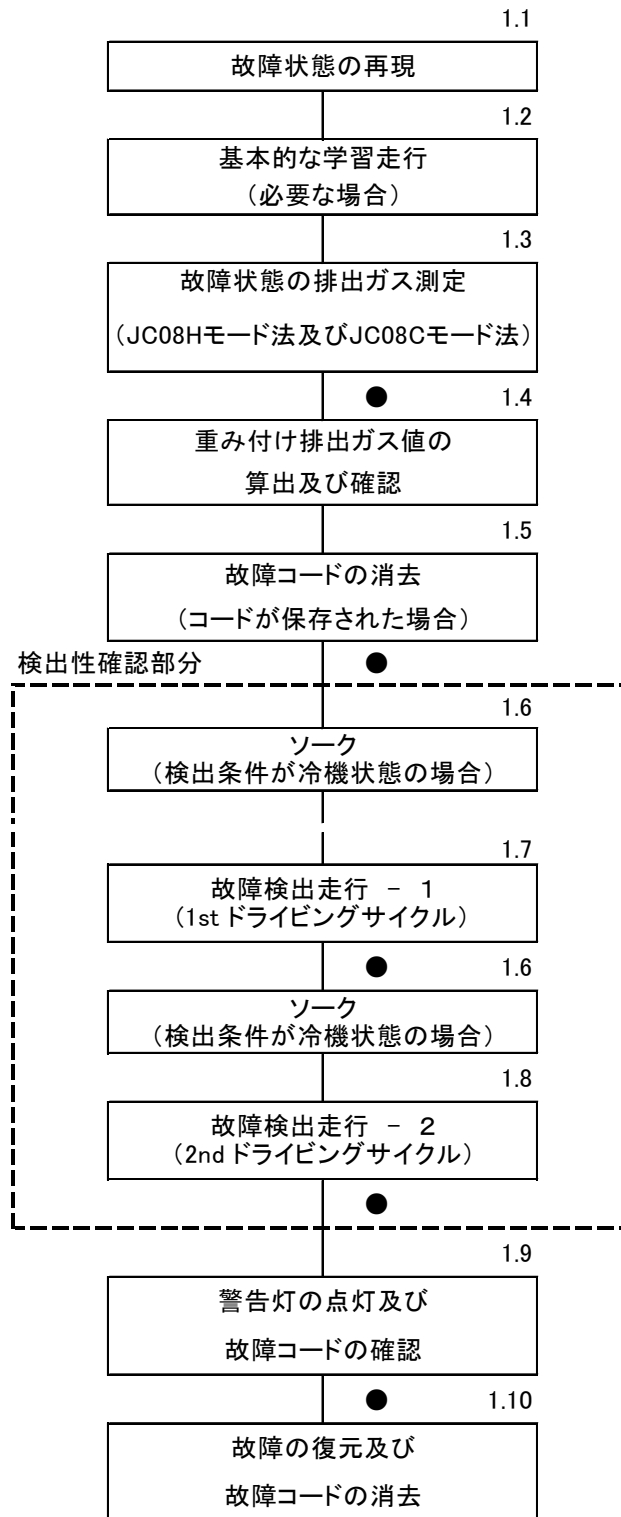
#### 1.9 警告灯の点灯及び故障コードの確認

1.8の走行終了までにJ－OBDⅡが警告灯を点灯させることを確認すること。警告灯が点灯した場合においては、原動機を停止させた後、イグニッションキーをオンの位置にして故障コードの確認を行い、当該故障コードを確認した後、イグニッションキーをオフの位置にすること。

#### 1.10 故障の復元と故障コードの消去

1.9の警告灯の点灯及び故障コードの確認を終えた後、当該故障を復元するとともに当該故障コードを消去すること。

(試験フロー)



(注) ●印はイグニッションキーをオフにするタイミングを示す。